

ラオス人民民主共和国
産業財産権及び植物新品種の登録に関する行政的紛争解決に関する規則

商工省 No. 0441/MOIC

ビエンチャン，2023 年 3 月 30 日

目次

第 1 章 総則

第 1 条 目的

第 2 条 産業財産権及び植物新品種の登録に関する行政的紛争解決処理

第 3 条 用語の定義

第 4 条 行政的紛争解決の原則

第 5 条 適用範囲

第 2 章 行政的紛争解決のための申立の提出及び受領

第 6 条 申立書の提出

第 7 条 申立書類の提出

第 8 条 申立書の受領

第 3 章 申立書の解決の審査

第 9 条 情報の調査及び資料の収集

第 10 条 行政的紛争解決委員会による紛争解決の審査

第 11 条 紛争解決の結果に関する議事録の内容

第 12 条 紛争解決の結果の通知

第 13 条 紛争解決の結果についての再審査の申出

第 4 章 行政的紛争解決委員会及び専門家

第 14 条 行政的紛争解決委員会

第 15 条 行政的紛争解決委員会の委員の要件

第 16 条 行政的紛争解決委員会の権限及び義務

第 17 条 専門家

第 18 条 専門家の権限及び義務

第 5 章 禁止事項

第 19 条 紛争当事者の禁止事項

第 20 条 職員又は公務員，行政的紛争解決委員会の委員及び専門家の禁止事項

第 6 章 行政的紛争解決の管理

第 21 条 管理

第 22 条 知的財産局の権限及び義務

第 23 条 地方，首都の商工局の権利及び義務

第 7 章 最終規定

第 24 条 実施

第 25 条 効力

第1章 総則

第1条 目的

本規則は、知的財産法第130条を実施・拡大して、産業財産権及び植物新品種の登録が法令に適合し、全国的に体系化されることを保証するために、産業財産権及び植物新品種の登録に関する申立に基づく、行政的紛争解決に関する原則、規則及び手続を定めるものである。

第2条 産業財産権及び植物新品種の登録に関する行政的紛争解決処理

産業財産権及び植物新品種の登録に関する行政的紛争解決処理は、産業財産権及び植物新品種の登録に対する異議申立、拒絶、取消し又は削除に関する申立を、本規則の手続に従って行政的紛争解決委員会が解決する。

第3条 用語の定義

本規則において使用する用語は、次に掲げる意味を有する。

1. 「申請人」とは、産業財産権及び植物新品種の登録に関する紛争についての行政的紛争解決処理の開始を申し立てる個人、法人又は組織をいう。
2. 「相手方」とは、産業財産権及び植物新品種の登録を取消し又は削除することを申し立てる個人、法人又は組織をいう。
3. 「紛争当事者」とは、申請人及び相手方をいう。
4. 「申立」とは、産業財産権及び植物新品種の登録に関する行政的紛争解決のための書類での申立をいう。
5. 「委任状」とは、申請人又は相手方が、産業財産権及び植物新品種の登録に関する紛争についての行政的紛争解決処理において、自己に代わって行動するための権限を1又は複数の者に与えた書面をいう。
6. 「代理人」とは、産業財産権及び植物新品種の登録に関する紛争に係る行政的紛争解決処理に関し、申請人又は相手方により、申立書又は答弁書の提出その他の措置をとる権限を与えられた授權された弁護士又は代理人をいう。
7. 「異議申立」とは、特許、小特許又は意匠、商標及び商号、集積回路配置、原産地並びに植物新品種の登録出願に対する異議申立をいう。
8. 「拒絶」とは、知的財産法に定める要件に適合しない特許、小特許、意匠登録、商標及び商号、集積回路配置、地理的表示及び植物新品種の出願を拒絶することをいう。
9. 「削除」とは、権利所有者又は第三者が、知的財産法に定める要件に適合しない特許、小特許、意匠、集積回路配置、商標、地理的表示及び植物新品種の完全な削除を請求する申立書を提出することをいう。
10. 「取消し」とは、権利所有者又は第三者が、知的財産法に定める要件に適合しない特許、小特許、意匠、集積回路配置、商標、地理的表示又は植物新品種の一部についての取消しを請求する申立書を提出することをいう。

第4条 行政的紛争解決の原則

産業財産権及び植物新品種の登録に関する行政的紛争解決は、以下の原則に従う。

1. 紛争当事者の任意の参加
2. 正義，迅速さ及び適用される法律の遵守の確保
3. 紛争当事者の平等
4. ラオス語による訴訟手続
5. 秘密保持

第5条 適用範囲

本規則は，ラオスにおける産業財産権及び植物新品種の登録に関する紛争において行政的紛争解決に関与する国内外の個人，法人及び組織に適用する。

第2章 行政的紛争解決のための申立の提出及び受領

第6条 申立書の提出

産業財産権及び植物新品種の登録に関する紛争において行政的紛争解決を申し立てる意思のある個人、法人又は組織は、本規則により、次のとおり知的財産局又は場合により地方、首都の商工局に申立を提出しなければならない。

1. 特許、小特許又は集積回路配置、地理的表示若しくは植物新品種の登録に関する紛争における行政的紛争解決を申し立てるために、知的財産局に申立書を提出すること
2. 意匠及び商標に関する紛争における行政的紛争解決を申し立てるために、地方、首都の商工局に申立書を提出すること

通信のための正式な事務所となる事業所をラオス国内に有していない外国申請人又はラオス国内の非居住者である外国申請人は、自己に代わって行政的紛争解決を行うため、適用される法律に従ってラオス国内における自身の代理人を選任しなければならない。

第7条 申立書類の提出

産業財産権及び植物新品種の登録出願の異議申立、拒絶、取消し又は削除に関する申立書の作成及び提出は、ラオス語で作成されなければならない、かつ、次の書類から構成されなければならない。

1. 異議申立の場合

- (1) 知的財産局が定める申立書の書式
- (2) 異議申立が代理人によってされる場合は、委任状
- (3) 情報及び／又はデータ、証拠又は陳述書
- (4) 手数料及びサービス料金の受領証

2. 拒絶の場合

- (1) 知的財産局が定める申立書の書式
- (2) 拒絶が代理人によってされる場合は、委任状
- (3) 特許、小特許及び産業財産権又は植物新品種の登録の拒絶通知の写し
- (4) 国内若しくは外国の産業財産権若しくは植物新品種の登録の写し又は産業財産権若しくは植物新品種の所有権の証拠の写し
- (5) 新たな情報及び／又は新たな証拠又は新たな説明

3. 取消し又は削除の場合

- (1) 知的財産局が定める申立書の書式
- (2) 取消し又は削除が代理人によってされる場合は委任状
- (3) 国内外の特許証、小特許証及び産業財産権登録証の写し又は産業財産権若しくは植物新品種の所有権の証拠の写し
- (4) 情報及びその他の証拠
- (5) 手数料及びサービス料金の受領証

申立書が英語で作成された場合、申請人は30日以内に当該文書のラオス語翻訳文を提出しなければならない。この期限を過ぎる場合、知的財産局は当該申立を審査せず、当該申立は取下げたものとみなす。

第8条 申立書の受領

申立書の受領は、以下のとおり状況に応じて実施される。

1. 知的財産局に申立書を提出する場合、知的財産局は、申立書が本規則第7条に規定されているとおりに完全かつ正確であるときには、申立書を受理しなければならない。
2. 地方、首都の商工局を通じて申立を提出する場合、同局は、申立が本規則第7条に定義されたとおりに完全かつ正確であるときには、申立を受領し、審査手続のために3就業日以内に提出書類を知的財産局に送達する。

第3章 申立書の審査

第9条 情報の調査及び資料の収集

知的財産局は、産業財産権又は植物新品種の登録に関する行政的紛争解決を求める申立書を受領した後、次のとおり行動する。

1. 申立書の提出書類の審査を申立書の受領の日から7日以内に完了させる。
2. 追加説明又は追加情報の提供を申請人へ書面により通知する。申立の情報が不完全又は不明確である場合に、15日以内に補完することが要求される。ただし、申請人が期限内に追加説明又は追加情報を提供しない場合には、行政的紛争解決を請求する当該申立は審査されない。
3. 申立の提出書類の写しを添付し、書面により拒絶、取消し又は削除を受ける相手方へ通知し、その者、被審判請求人、被取消人又は被削除人が、通知の発出日から60日以内に、知的財産局に対して書類、情報、証拠、説明又は答弁書を提供することができるようにする。前記の者が期限までに書類、情報、証拠、説明又は答弁書を提供しない場合は、入手可能な書類、情報及び証拠を相応に考慮した後、その権利を放棄したものとみなされる。
4. 紛争当事者からの書類、情報、証拠、説明又は答弁書を含む申立書の提出書類を要約し、また、行政的紛争解決を監督し、紛争解決の申立書の提出書類の内容を審査し解決するための委員会を設置するための合意書を発行する。

第10条 行政的紛争解決委員会による紛争解決の審査

行政的紛争解決委員会は、設置の日から15日以内に、当該申立を審査し、解決するための会議を開催しなければならない。必要に応じて、紛争当事者に対し、説明するよう又は必要な追加の情報を提供するよう要請することができる。

行政的紛争解決委員会は、会議の後、直ちに又は遅くとも当該会議の終了から1就業日以内に、申立審査の議事録を作成し及び／又は記録する。

第11条 紛争解決の結果に関する議事録の内容

紛争解決の結果に関する議事録は、次に掲げる事項を記録するものでなければならない。

1. 紛争当事者又はその代理人の氏名、年齢、職業、国籍及び現住所
2. 行政的紛争解決委員会の委員及び記録官の氏名並びに場所の所在地
3. 申立書の提出書類の日付及び受領番号
4. 行政的紛争解決を開始するための申立書
5. 行政的紛争解決に関する議事録の実施期限
6. 行政的紛争解決の結果
7. 行政的紛争解決の終了の年、月、日及び時間
8. 紛争当事者又はその代理人、行政的紛争解決委員会の委員及び記録官の署名であって、知的財産局により認証されたもの

第12条 紛争解決の結果の通知

知的財産局は、紛争解決の結果が出された日から5就業日以内に、紛争当事者及び関連部門に対し、紛争解決の結果を書面により通知しなければならない。

第 13 条 紛争解決の結果についての再審査の申出

紛争当事者の何れの当事者も、新たな情報／データ、新たな証拠又は新たな説明がある場合には、紛争解決の結果の通知が発出された日から 30 日以内に紛争解決の結果の再審査を請求する権利を有する。

申出が合理的であり、十分な証拠を有する場合には、知的財産局は、その後、新たな行政的紛争解決委員会を設置し、委員会の設置の日から 15 日以内に完了すべき紛争解決の結果の再審査申出を審査しなければならない。

第4章 行政的紛争解決委員会及び専門家

第14条 行政的紛争解決委員会

知的財産局は、委員長、副委員長及び委員を含む少なくとも3名以上5名以内の奇数の委員を有する行政的紛争解決委員会を設置しなければならない。行政的紛争解決委員会の委員に任命される者は、本規則第15条に定める基準を満たすことを要件とする。

第15条 行政的紛争解決委員会の委員の要件

行政的紛争解決委員会の委員は、次に掲げる要件に従い、その資格を得るものとする。

1. 革新的な道徳的資質、正義、誠実、倫理及び職業人としての倫理的背景を有すること
2. 特定の分野の知的財産に関する知識、能力及び専門性を有すること
3. 知的財産法その他の適用される法律に関する知識を有すること
4. 知的財産の分野において少なくとも5年以上の実務経験を有すること
5. 懲戒処分を受けたことがないこと
6. 健康であること

第16条 行政的紛争解決委員会の権限及び義務

行政的紛争解決委員会は、次に掲げる権限及び義務を有する。

1. 紛争当事者の問題を公正、迅速かつ透明な方法で決定するために、産業財産権又は植物新品種の登録に関する紛争を行政的に解決するための申立を審査するための会議を組織すること
2. 情報／データ及び証拠の収集について、関連性及び必要性を検討すること
3. 規則及び適用される法律に定められた、付与された権限を行使し、その他の義務を履行すること
4. 行政的紛争解決の結果を記録する議事録を作成すること
5. 適用される法律に従って関連部門に提供することが要求される情報を除き、情報、証拠又は書類を外部に開示しないこと
6. 紛争の審査及び解決の過程において、助言し、指導し、更に技術援助を提供する専門家を任命すること
7. 会議の結果を要約して書面で報告すること

第17条 専門家

専門家とは、関係機関又は組織が認定・認証した、知的財産の主要対象分野に関する知識、専門性及び経験を有する者をいう。

行政的紛争解決委員会は、審査の過程において及び高度に技術的かつ複雑な申立の修正を審査する際に、助言、指導及び技術援助を提供する専門家を任命することができる。

第18条 専門家の権限及び義務

専門家は、次の権限及び義務を有する。

1. 検証が正確かつ的確であることを保証するために、情報及び追加の証拠を要求すること
2. 検証の結果について説明すること

3. 検証手続中に新たな情報がある場合、検証する情報及び証拠を追加及び修正すること
4. 法的保護を受けること
5. 専門分野において、情報及び証拠を証明し、正しい意見を述べること
6. 行政的紛争解決委員会に情報及び証拠を提供した結果に関する報告を要約すること
7. 行政的紛争解決委員会に明確な説明をすること
8. 証明した証拠の結果について責任を負い、検証の結果を公衆に開示しないこと
9. 行政的紛争解決委員会に命じられた、付与された権限を行使し、その他の義務を遂行すること

第5章 禁止事項

第19条 紛争当事者の禁止事項

紛争当事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

1. 紛争に関連する書類、情報、証拠、説明又は主張を捏造すること
2. 行政的紛争解決委員会又は専門家に対し、強制、脅迫、暴行、説得又は誤解を生じさせる行為を行うこと
3. 行政的紛争解決委員会又は専門家に対し、賄賂その他の利益を供与すること
4. その他、適用される法令に違反する行為を行うこと

第20条 職員又は公務員、行政的紛争解決委員会の委員及び専門家の禁止事項

職員又は公務員、行政的紛争解決委員会の委員及び専門家は、次に掲げる行為をしてはならない。

1. 行政的紛争解決委員会の設置に関して、本規則において割り当てられた責任を無視し、職務を怠ること
2. 紛争解決処理において、不公正に又は個人、法人若しくは組織に偏見を持って職務を履行すること
3. 産業財産権及び植物新品種の登録に係る紛争に関する行政的紛争解決処理に関連する書類、情報、証拠、説明又は反論を所有者の許可なく開示すること
4. 自らの利益を得るため又は他者の権利及び利益を損なうために、自らが知り得た情報を利用すること
5. 自己、配偶者又は近親者の利害に関する行政的紛争解決に参加すること
6. 紛争当事者から不法に金銭その他の利益を受領し、要求すること
7. 紛争解決を妨害し、阻害し、強制し、脅迫し、困難を生じさせること
8. 適用される法令に違反するその他の行為をすること

第6章 行政的紛争解決の管理

第21条 管理

産業財産権及び植物新品種の登録に関する行政的紛争解決の管理の実施は、以下の2つのレベルからなる。

1. 中央レベルは知的財産局である。
2. 地方レベルは、地方、首都の商工局である。

第22条 知的財産局の権限及び義務

知的財産局は、次に掲げる権限及び義務を有する。

1. 産業財産権及び植物新品種の登録に関する行政的紛争解決のための法律の作成、改正のために調査し、省に提案すること
2. 産業財産権及び植物新品種の登録に関する行政的紛争解決に関する法律を広く一般に認識されるよう普及させ、奨励すること
3. 特許、小特許又は集積回路配置、地理的表示及び植物新品種の登録に関する行政的紛争解決処理を開始するための申立書を受領し、その正確性及び完全性を確認すること
4. 産業財産権及び植物新品種の登録に関する申立を審査し、調査し及び解決すること
5. 産業財産権及び植物新品種の登録に関する行政的紛争解決委員会を設置すること
6. 産業財産権及び植物新品種の登録に関する行政的紛争解決の結果を記録し、保存すること
7. 産業財産権及び植物新品種の登録に関する行政的紛争解決を奨励し、促進すること
8. 行政的紛争解決の申立の実施について要約し、随時省に報告すること
9. 適用される法令によって付与された権限を行使し、その他の義務を履行すること

第23条 地方、首都の商工局の権利及び義務

地方、首都の商工局は、次の権限及び義務を有する。

1. 地方又は首都において社会に広く認識されるよう、産業財産権及び植物新品種の登録に関する行政的紛争解決に関する法律を普及させ、奨励すること
2. 意匠及び商標の登録に関する行政的紛争解決の申立を受領し、その正確性及び完全性を検証すること
3. 紛争解決を処理するために、申立の提出書類、手数料及びサービス料金を知的財産局に提出すること
4. 行政的紛争解決の申立の実施について要約し、各期について随時知的財産局に報告すること
5. 適用される法令によって付与された権限を行使し、その他の義務を履行すること

第 7 章 最終規定

第 24 条 実施

知的財産局は、地方、首都の商工局及び関連部門と連携し、勧告内容の普及及び本規則の実施の責任を負い、これにより最良の成果を得るものとする。

第 25 条 効力

本規則は、署名及び官報での公告から 45 日後に発効する。